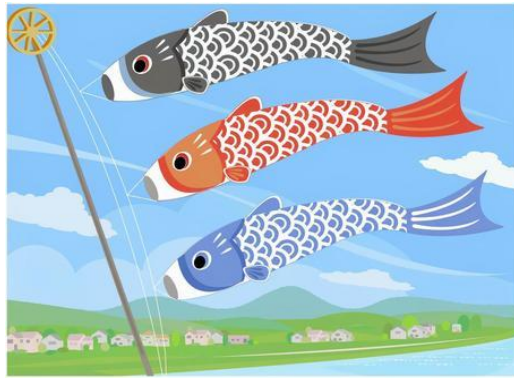




2025年5月号 VOL.158

人見亜希子社会保険労務士事務所

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 1-4-10 森井ビル6階

TEL : 06-6226-8744 FAX : 06-6226-8745

MAIL : akiko.hitomi@sunny.ocn.ne.jp

URL : <https://www.hitomi-sr.jp/>

事務所だより

●5月のお仕事カレンダー

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

15日

- 特別農業所得者の承認申請 [税務署]

6月2日

- 軽自動車税(種別割)納付 [市区町村]
- 自動車税(種別割)の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

●5月のアクション

【1】障害者雇用納付金の申告

2024年4月から2025年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

【2】賞与決定までの準備

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょ。

【1】住民税の改定対応

来月は特別徴収を行う住民税の改定月です。一部の方には引き続き定額減税が実施されます。早めに税額通知書を確認し、給与計算ソフトのマスターデータ(住民税の額)を変更しておきましょう。



●マイナ保険証の有効期限をご存知ですか？

◆マイナンバーカードと有効期限

マイナ免許証の交付開始時に、現行システム上の注意点としてマイナンバーカードと運転免許証の更新の順番によっては免許情報の再度の紐付けをしないと免許不携帯になるおそれがあるとの注意喚起がされましたが、マイナ保険証でも有効期限に注意が必要です。

マイナンバーカードの有効期限は、18歳以上が発行の日から10回目の誕生日まで、18歳未満は5回目の誕生日までですが、マイナ保険証利用時等に利用する電子証明書(数字4桁)の有効期限は、全年齢で5回目の誕生日までとされているからです。

つまり、マイナンバーカードは有効期限内であってもマイナ保険証は期限切れ、ということが起こり得るのです。

◆有効期限が切れてしまったら？

マイナンバーカードおよび電子証明書は、有効期限の2～3カ月前を目途に有効期限通知書が送付されてくるので、市区町村窓口で手続きをすれば更新できます。

期限内に手続きができなかった場合、期限切れから3カ月間は引き続きマイナ保険証で受診できます(保険資格情報の提供のみ)。3カ月を過ぎるとマイナ保険証では受診できなくなり、再発行の手続きをしなかった場合、3カ月以内に資格確認書が交付されます。

◆どんな手続きが必要？

マイナンバーカードおよび電子証明書は、上記のとおり、有効期限が近づくと有効期限通知書が送付されてきます。

通知書に交付申請用QRコードがある場合は、スマートフォンで申請の上、市区町村窓口で新しいマイナンバーカードと交換できます。QRコードがない場合は、有効期限通知書に記載された必要書類を持って市区町村窓口で手続きをします。

●短縮された雇用保険の基本手当を受給できるまでの給付制限期間

従業員が会社を退職し、収入が得られなくなったときに頼りにするものの一つが、雇用保険の基本手当です。基本手当は、退職理由や退職時の年齢、被保険者であった期間等により、受給できるまでの期間や受給できる額(所定給付日数)に違いが出ます。ここでは、受給できるまでの期間である給付制限期間について確認します。

◆給付制限期間

雇用保険の基本手当を受給するにあたっては、退職理由に関わらず、受給資格が決定した日から7日間の「待期間」が設けられます。その後、正当な理由がなく自己の都合により退職した人には、給付制限期間として、1～3ヶ月間の基本手当が支給されない期間が設定されます。

この給付制限は、離職日が2020年10月1日以降の人について3ヶ月から2ヶ月に短縮されており、さらに、退職日が2025年4月1日以降の人については1ヶ月に短縮されました。

ただし、退職日から遡って5年間のうちに2回以上、正当な理由なく自己の都合により退職し受給資格決定を受けた場合には、給付制限は3ヶ月となります。

また、自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇(重責解雇)された場合にも、給付制限は3ヶ月となります。

◆教育訓練受講による解除

2025年4月以降は、リ・スキリングのために教育訓練等を受けている場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

対象となる教育訓練等とは、2025年4月1日以降に受講を開始したものであり、教育訓練給付金の対象となる教育訓練や、公共職業訓練等の一定範囲内のものに限ります。

退職日以後に教育訓練等を受ける場合には、受講開始日以降、給付制限を受けないほか、退職前1年以内

に教育訓練等を受けたことがある場合には、給付制限が解除され、待期期間満了後からすぐに基本手当の支給対象となります。なお、退職理由が重責解雇の場合は、この給付制限の解除の対象外となります。

◆解除の手続き

給付制限の解除のためには、受講開始以降、受給資格決定日や受給資格決定後の初回認定日（初回認定日以降に受講を開始した場合は、その受講開始日の直後の認定日）までに、ハローワークの窓口で申し出る必要があります。

その際、訓練開始日が記載された領収書または訓練実施施設による訓練開始日の証明書といった添付書類の用意が必要になります。

基本手当の受給については、従業員の退職後の対応になるため、本来であれば従業員自身で確認し、対応が必要なことにはなりますが、退職予定者からの質問も多い内容ですので、制度の概要は押さえておきたいものです。

●厚生労働大臣が定める現物給与の価額が改正されました

日本年金機構は、令和7年度から適用となる全国現物給与価額一覧表（厚生労働大臣が定める現物給与の価額）を公開しました。物価高の影響を踏まえ、食事として支給される現物給与の評価額引き上げられました。

◆現物給与について

厚生年金保険および健康保険の被保険者が、勤務する事業所より労働の対償として現物で支給されるものがある場合は、その現物を通貨に換算し報酬に合算のうえ、保険料額算定の基礎となる標準報酬月額を求めることになります。現物で支給されるものが、食事や住宅である場合は、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（厚生労働省告示）に定められた額に基づいて通貨に換算します。また、自社製品等その他のもので支給される場合は、原則として時価に換算します。

なお、本社管理（本社と支店等が合わせて1つの適用事業所になっていること）の適用事業所における支店等に勤務する被保険者の現物給与は、平成25年4月1日以降、支店等が所在する都道府県の価額を適用しています。

◆食事で支払われる全国現物給与価額一覧表の抜粋（都道府県により異なる）

- ・ 1人1月当たりの食事の額：22,800 円～25,200 (900 円程度増)
- ・ 1人1日当たりの食事の額：760 円～840 円 (40 円程度増)
- ・ 1人1日当たりの朝食のみの額：190 円～210 円 (10 円程度増)
- ・ 1人1日当たりの昼食のみの額：270 円～290 円 (10 円程度増)
- ・ 1人1日当たりの夕食のみの額：310 円～340 円 (20 円程度増)



改正された現物給与の価額は、標準報酬月額の算定における「固定的賃金の変動」に該当します。「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合がありますのでご注意ください。

●派遣事業報告書は今からチェック

派遣事業報告書は、労働者派遣法に基づき派遣元事業主が年1回、提出を義務付けられている法定報告書です。派遣労働者の契約状況・安全衛生管理・キャリアアップ措置の実施状況などを記載します。提出期限は、例年6月末となっていますが、正確な内容で期限内に提出できるよう事前にチェックしておきましょう。

◆提出不備は事業継続にマイナス影響

未提出の場合、罰金や、派遣許可取消・業務停止命令の対象となります。虚偽報告が発覚した場合の信用失墜は取引先離れを招きますし、派遣労働者の方々の生活も脅かします。許可取消処分を受けた事業者の多くが報告書不備を要因としています。

◆事業報告書のポイント

- 2024 年様式変更への対応
新様式では欄の配置変更が行われており、旧様式使用は受理されません。都道府県労働局のホームページから最新の様式をダウンロードして使用しましょう。
- 「収支決算書」「関係派遣先割合報告書」にも注意
事業報告書と同時に、3月決算の会社では、労働者派遣事業収支決算書と関係派遣先派遣割合報告書も、同じタイミングで提出期限がきますので注意しましょう。
- 電子申請でも原本保存が必要
電子申請(e-Gov)の場合も原本保存義務が発生するため、データの保存体制の構築が求められます。法令遵守が事業存続の前提条件となっている現代において、報告書管理は経営リスク管理の要です。

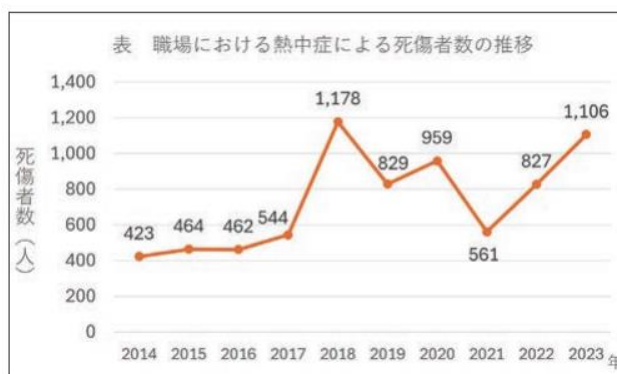
●6月より義務化される新たな熱中症対策

熱中症による死傷者が増加、熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され令和 7 年 6 月 1 日から施行されます。熱中症による死傷災害の状況と今回義務化される事項をとり上げます。

◆熱中症による死傷災害の状況

厚生労働省から 2023 年の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」が公表されています。これによると、2023 年の職場での熱中症による死傷者(死亡・休業 4 日以上)は、1,106 人と前年比で 279 人増えていきます。過去 10 年間の推移は右表のようになります。

業種別では、全体の約 4 割が建設業と製造業で発生しています。このうち、熱中症による死亡者数は 31 人で、建設業(12 人)や警備業(6 人)で多く発生しています。死亡災害の状況を分析すると、多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていませんでした。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られました。



◆6 月から義務付けとなる事項

このような状況をうけ、熱中症対策として、2025 年 6 月より以下の 2 つの事項が義務付けられます。

1. 報告体制の整備

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、「熱中症の自覚症状がある作業員」および「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知することが必要になります。

この熱中症を生ずるおそれのある作業とは、WBGT28 度または気温 31 度以上の作業場において行われる作業で、継続して 1 時間以上または 1 日当たり 4 時間を超えて行われることが見込まれるものとされています。

2. 措置内容・実施手順周知

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、①作業からの離脱、②身体の冷却、③必要に応じて医師の診察または処置を受けさせること、④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知が必要になります。

＜編集後記＞大阪・関西万博行って参りました！報道や周囲の関心とは裏腹に、個人的には全く気持ち盛り上がりずお付き合いのつもりでしたが・・・行ってみると大変楽しかった！チケットのID登録が面倒、人気パビリオン予約が取りにくい、行列での待ち時間はありますが、全く許容範囲。大屋根リングは壮観ですし、お天気さえ良ければ座るところもたくさんあり、お食事もビールも難民にならず1日では時間が足りない！フリーパスを買って見尽くそうと計画しています。特定社会保険労務士 人見亜希子